

第2期特定健康診査等実施計画

日揮健康保険組合

平成25年3月

I. 第2期特定健診・特定保健指導計画作成の背景

第1期計画の「I. 特定健康診査実施計画策定の背景及び趣旨」に基づき、当健康保険組合の第2期特定健康診査等実施計画について以下のとおり定める。

II. 第2期特定健康診査等実施計画

1. 達成目標

1. 特定健康診査実施率の目標

第2期の最終年度である平成29年度の達成目標を単一健保の目標値である90%に設定し、この目標値を達成するために平成25年度以降の実施率目標を次表とおりに定める。

【実施率目標】

組合員区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	単一健保目標	全国目標
被保険者	目標値	81.1%	85.6%	90.0%	95.2%	100.0%		
被扶養者	目標値	46.1%	56.1%	66.3%	80.4%	86.0%		
被保険者+被扶養者	目標値	56.1%	64.9%	73.4%	85.0%	90.6%	90.0%	70.0%

(注) 当局の指示により特定健康診査等実施計画上、任意継続被保険者および特例退職被保険者の組合員区分は「被扶養者」とする。(以下同じ)

2. 特定保健指導実施率の目標

第2期の最終年度である平成29年度の達成目標を単一健保の目標値である60%に設定し、この目標値を達成するために平成25年度以降の実施率目標を次表のとおり定める。

【実施率目標 (被保険者+被扶養者)】

組合員区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	単一健保目標	全国目標
40歳以上対象者数	推計値	6,612人	6,588人	6,605人	6,528人	6,397人		
特定保健指導対象者数	推計値	711人	776人	837人	908人	946人		
実施率	目標値	38.9%	45.7%	52.3%	56.7%	60.0%	60.0%	45.0%
実施者数	目標値	276人	354人	437人	514人	567人		

3. 特定健康診査等実施の成果目標

第2期の全国目標が示すとおり、平成29年度においてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(※)を、平成20年度と比較した25%以上とする。

(※) 第1期計画期間の「メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率」は、特定保健指導対象者の減少率を指していたが、平成29年度までの目標は、内科系8学会の基準によるメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率とする。

2. 実施対象者数

1. 特定健康診査の対象者数は次表のとおりとする。

(1) 被保険者

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数	推計値	2,820人	2,874人	2,895人	2,928人	2,978人
実施率	目標値	81.1%	85.6%	90.0%	95.2%	100.0%
実施者数	目標値	2,287人	2,460人	2,605人	2,787人	2,978人

注. 上表の対象者数には事業主健診受診者数を含む。

(2) 被扶養者

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数	推計値	3,792人	3,714人	3,710人	3,600人	3,419人
実施率	目標値	46.1%	56.1%	66.3%	80.4%	86.0%
実施者数	目標値	1,748人	2,084人	2,458人	2,894人	2,940人

(3) 被保険者+被扶養者

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数	推計値	6,612人	6,588人	6,605人	6,528人	6,397人
実施率	目標値	56.1%	64.9%	73.4%	85.0%	90.6%
実施者数	目標値	3,709人	4,275人	4,848人	5,548人	5,795人

2. 特定保健指導の対象者数は次表のとおりとする。

項目		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳～74歳対象者	推計値	6,612人	6,588人	6,605人	6,528人	6,397人
動機付け支援対象者数	推計値	323人	366人	411人	459人	489人
実施率	目標値	40.3%	47.6%	52.6%	58.0%	60.8%
実施者数	目標値	130人	174人	216人	266人	297人
積極的支援対象者	推計値	388人	410人	426人	449人	457人
実施率	目標値	37.6%	43.9%	51.9%	55.2%	59.1%
実施者数	目標値	146人	180人	221人	248人	270人
保健指導対象者計	推計値	711人	776人	837人	908人	946人
実施率	目標値	38.9%	45.7%	52.3%	56.7%	60.0%
実施者数	目標値	276人	354人	437人	514人	567人

3. 実施方法

第1期計画と同様とする。但し、次の項目については一部変更する。(第1期計画「実施方法」参照)

4. 事業の外部委託

(2) 特定保健指導

特定健康診査結果による階層化を基に行う特定保健指導は、当健康保険組合と委託契約を締結し

ている7契約機関に引き続き委託をするが、特定保健指導の受診率を高めるために、契約締結済の7契約機関以外の健診機関についても、特定保健指導の実施状況を確認し、受託可能な健診機関については新たに委託契約する。

5. 受診方法

(2) 特定保健指導

保健指導の対象として選定された者は、指定された日時に健診機関に赴き指導（面談、指導計画・実施方法等の説明）を受ける。なお、一部事業所においては事業主の協力を得て、会議室等を会場とし、健診機関の保健指導担当者に来訪してもらう巡回指導実施の可否を検討する。

10. 特定健康診査等の対象外となる者

(2) 特定保健指導

- ① 高血圧症、脂質異常症、糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者は、特定保健指導の対象者から除く。なお、高血圧症、脂質異常症、糖尿病以外の疾病で医療機関を受療中の者や、当該疾病であっても服薬を行っていない者は保健指導の対象とする。
- ② 特定健康診査実施後に判明した高血圧症、脂質異常症、糖尿病の服薬状況については、保険者の専門職（医師、保健師、管理栄養士、看護師）が本人に直接確認し、健診日時点の通院服薬中について確認と同意が得られた場合は、特定保健指導の対象者から除外する。
- ③ 特定保健指導開始後あるいは特定健康診査実施後に、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の服薬（受療）を開始した者については、服薬指導を行っている医師と十分連携し、医師による服薬指導とするのか、それを止めて特定保健指導とするのかを個別に判断する。

4. 個人情報の保護

第1期計画と同様とする。（第1期計画「個人情報の保護」参照）

5. 実施計画の公表・周知

第1期計画と同様とする。（第1期計画「実施計画の公表・周知」参照）

6. 実施計画の評価・見直し

1. 実施計画の評価

(1) 達成状況

- ① 特定健康診査・特定保健指導の実施率
保険者が設定した目標値の達成状況及びその経年変化の推移等については、定期的に評価する必要がある。このため、前年度の結果としての実施率を翌年度に確認し、実施計画における目標値の達成状況を把握する。
- ② メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率
特定保健指導の実績の検証のための指標として活用する。

(2) 評価方法

- ① 特定健康診査・特定保健指導の実施率
国への実績報告を用いて評価をする。

② メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率

平成20年度実施分の健診結果データによる国への実績報告と平成29年度実施分の国への実績報告を比較し、両データにおけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の割合等を用いて10年間の減少率を算出する。

(3) 評価時期

評価時期は、原則として中間年度である平成27年度に平成25年度・平成26年度の2年度分の評価を、最終年度である平成29年度に平成25年度から平成28年度の4年度の評価を実施する。

2. 実施計画の見直し

上記の評価結果により、実施計画の見直しが必要な場合は、組合事務局にて見直し案を作成し、必要がある場合、健康管理事業推進委員会に諮ることとする。

第7章 その他

1. 特定健康診査・特定保健指導を実施する上で目標値に定めた受診率に近づけるために、加入事業所事業主および加入事業所の産業医に、特定保健指導の対象者への受診勧奨について協力を依頼する。
2. 当健康保険組合は、特定健康診査・特定保健指導等に関する情報収集に努め、必要に応じて機関誌、ホームページに掲載する等各事業所、加入者に対する意識啓発活動を実施する。

以上